

第2回航空機内における電子機器使用に関する意見交換会 議事概要

1. 日時：平成26年3月27日（木）14:00～15:00
2. 場所：中央合同庁舎2号館地下1階国土交通省第2会議室B
3. 主な意見・質疑等

＜利用者への周知について＞

- 今回の内容は、規制緩和に関わるテーマであるが、周知がおろそかになってはならない。
周知については、ホームページへの掲載に留まらず、例えばマスメディアの活用、待合室でのビデオ（動画）上映、Twitter、Facebookなどを用い「継続的に」「あらゆる機会を通じて」徹底すべきである。

＜諸外国の状況について＞

- 低視程時のカテゴリーⅢ運用時における電子機器の使用の制限について、大半の航空会社は運用制限を実施していない。ただし、一部の航空会社は、会社のポリシーに従い使用制限しているところもある。
- 電子機器の使用制限に関する運用が変更されることに伴う教育・訓練については、例えば機内アナウンスのマニュアルが改定された際には、紙により乗務員に対して周知を実施するなど、殆どが周知を行うこととしており、その上で運用の変更を行っている。

＜外国航空会社への情報提供について＞

- 電子機器の使用制限に関する規制は、本邦領空内を飛行する外国航空機も適用されるため、本意見交換会に参加していない外国航空会社を含めて広く周知願いたい。

＜運航上の条件による使用制限について＞

- 機長の権限で制限できる旨、ガイドライン等で明確化するとあるが、各航空会社においてマニュアル等で条件を具体的に定める必要があるため、具体的にはどのような場合に適用できるのかを明らかにすべき。

以上